

埼玉県市長会の公共調達改革 県内全市町村で平成20年4月からJCISを導入
500万円以上の工事は工事実績情報(コリンズ)登録を義務化
技術者等の適正配置の確認を徹底します！

◆技術者の専任や資格等をJCIS検索システムで確認を徹底

埼玉県市長会の公共調達改革の一環として、県内の全市町村が公共工事の不正行為を防止し、工事の適正な品質を確保するため、配置技術者の専任性や雇用関係、資格等について、JACIC-CE協議会の発注者支援データベースシステム(JCIS)を利用して適正配置確認を徹底することにより、不良・不適格業者を排除し、公正・公平な入札・契約制度の推進を図ります。

このため、坂戸市では500万円以上の建設工事を請け負った建設業者には、コリンズ(CORINS)に工事実績情報の登録を義務付け、提出窓口での書類確認はもとよりJCIS検索システムによる確認を徹底します。

確認の結果、不適切な技術者等の配置があったときは、直ちに是正を求め、応じない場合は契約を解除することがあります。

◆(一財)日本建設情報総合センター(JACIC・ジャシック) : Japan Construction Information Center
500万円以上の工事実績のデータベース(CORINS)の構築・提供

◆(一財)建設業技術者センター(CE財団) : Construction industry Engineers center
監理技術者、主任技術者、建設業許可、経営事項審査情報等の企業情報データベースを構築

◆JACIC-CE協議会 : JACICの工事実績情報(CORINS)とCE財団の企業情報を併せて提供する組織

◆JCIS(ジェイシス) : JACIC CE Information Service

JACICの工事実績情報(CORINS)とCE財団の企業情報を併せて提供するシステムで、業者の工事実績、技術者の所属状況、施工中工事、技術者の従事・実績状況等の検索ができます。

◆コリンズ(CORINS) : Construction Records Information System

1 コリンズとは(工事実績情報システム)

コリンズは、公共工事発注機関が発注した500万円以上の工事の実績情報を、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)がデータベース化し、公共工事発注機関へ情報提供を行うシステムで、発注者は工事実績や配置技術者の情報を検索し、適正な契約の履行の確認を行います。

500万円以上の公共工事を請け負った建設業者は、コリンズに工事実績情報を登録しなければなりません。

2 登録が必要な工事

坂戸市では、請負金額が500万円以上のすべての建設工事について請負業者にコリンズへの登録を義務付けております。500万円以上の工事を請け負った場合は、その際に提出する「現場代理人等通知書」とともに「登録のための確認のお願い」の提出を求め、主任技術者又は監理技術者の専任、雇用関係、必要な資格等について書類確認のほかJCIS検索システムにより確認を徹底して行い、適正な契約の履行を推進します。なお、登録後は「登録内容確認書」を提出していただきます。

3 登録の方法

コリンズの登録は、請負業者が行うことになっています。

登録は、会社からインターネットを利用したオンライン登録です。

坂戸市に登録している建設業者の皆さんは電子入札に対応できるインターネット環境をお持ちですから、どなたでも利用可能ですが、初めてのご利用にあたっては、Web利用申込みが必要となります。お問い合わせは、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)へお願いします。

(一財)日本建設情報総合センター

電話 03-3505-0463 FAX 03-3505-8985

ホームページ <http://ct.jacic.or.jp/>

4 必要な登録と登録に必要な料金

工事実績情報の登録が必要な工事は、請負金額に応じて2種類に分かれます。

| 登録の種類 | 登録の時期 (日数は土曜・日曜・祝日を除く) | 500万円未満 | 500万円以上 |
|-------|------------------------------|---------|---------|
| 受注登録 | 契約締結後10日以内 | × 登録対象外 | ○ |
| 変更登録 | 変更契約又は技術者の変更等変更事由が発生した後10日以内 | × 登録対象外 | △ |
| 竣工登録 | 工事完成後10日以内 | × 登録対象外 | ○ |

○：必ず登録 △：変更があった場合に登録 ×：登録不要

登録料金は、請負金額と登録の種類に応じて次のとおりです。

| 登録の種類 | 500万円以上 2,500万円未満 | 2,500万円以上 5,000万円未満 | 5,000万円以上 | 備考 |
|-----------|----------------------|------------------------|-----------|---------|
| 工事実績情報の登録 | 2,725円 | 8,434円 | 9,288円 | 1工事の登録料 |

※ これらの経費は、設計額に計上されております。

5 適正な技術者の配置確認を行います

建設工事を請け負ったときの配置すべき技術者は、建設業法及び坂戸市建設工事標準請負契約約款の規定により、適正な技術者の配置の有無を確認します。

【確認内容と添付書類の例示】

| 確認事項 | 確認の内容等 | 確認する書類等の例示 |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 直接的雇用 ※主任(監理)技術者に適用します。 | ○当該建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することが確認できること。 ×在籍出向者、派遣社員は直接的雇用関係では無い。 | ○健康保険被保険者証 ○住民税特別徴収税額通知書 ○健康保険被保険者標準報酬決定通知書 ○当該技術者の工事経歴書 ○給与支払台帳 ほか ×国民健康保険被保険者証では雇用関係は確認できない。 |
| 恒常的雇用 ※専任で配置する主任(監理)技術者に適用します。 | ○3ヶ月以上にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上勤務に従事することが確認できること。 | ○監理技術者資格者証交付年月日・変更履歴 ○健康保険被保険者証交付年月日 |
| 技術者資格 ※主任(監理)技術者に適用します。 | ○当該建設工事の技術者として必要な資格を所有していることが確認できること。 | ○資格者証の写し ○当該技術者の工事経歴書 |
| 専任配置 ※専任で配置する主任(監理)技術者に適用します。 | ○当該工事に専任で配置すること。 | ※発注者がJ C I Sで確認 |

1 専任性

【条件】

請負金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の工事には、「専任の主任技術者」を配置しなければなりません。専任とは、その工事のみを担当することを意味しますので、他の建設工事と兼務することはできません。

また、3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上の工事のうち、下請総額が4,000万円(建築一式工事は6,000万円)以上となる場合は、監理技術者資格者証を有する監理技術者を配置しなければなりません。

【確認】

- ① 契約時、J C I S検索システムにより、他の工事と重複していないか確認します。
- ② 施工中に現場で専任状況を確認します。

③ 施工中に J C I S 検索システムにより、他の工事と重複していないか確認します。

2 直接的雇用関係

【条件】

主任技術者、監理技術者は、請負業者と直接的雇用関係にある者でなければなりません。これを確認するため、次のような証拠書類の提出を求めます。

【確認】

次の書類等で、直接的雇用関係が確認できるもの。

- ① 健康保険被保険者証（所属会社名が記載されているもの）
- ② 監理技術者資格者証（所属会社名が一致しているもの）
- ③ 住民税特別徴収通知書（当該技術者名が記載されており、請負業者あてのもの）
- ④ 給与支払台帳
- ⑤ その他、請負者と当該技術者の雇用関係が客観的に証明できるもの）

3 恒常的雇用関係

【条件】

専任の主任技術者、専任の監理技術者は、請負業者と直接的かつ恒常的雇用関係にある者でなければなりません。恒常的雇用関係とは、所属建設業者から入札の申し込みがあった日以前3か月以上の雇用関係にあることとされています。

3か月の算定は、契約の方法に応じて次のとおり判断します。

- ① 一般競争入札の場合……参加申込等、最初に提出する書類の提出期限の日から3か月以前に技術者を雇用していること。
- ② 指名競争入札の場合……入札日から3か月以前に技術者を雇用していること。
- ③ 随意契約の場合……見積書提出日から3か月以前に技術者を雇用していること。

【確認】

次の書類等で、3か月以前に技術者を雇用していることが確認できるもの。

- ① 健康保険被保険者証（所属会社名が記載されているもの）
- ② 監理技術者資格者証（所属会社名が一致しているもの）
- ③ 住民税特別徴収通知書（当該技術者名が記載されており、請負業者あてのもの）
- ④ 給与支払台帳
- ⑤ その他、請負者と当該技術者の3か月以上の恒常的雇用関係が客観的に証明できるもの）

コリンズについて不明な点は、下記へお問い合わせください。

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号

アカサカ セブンス アヴェニュービル4階

一般財団法人 日本建設情報総合センター（J A C I C : ジャシック）

コリンズ・テクリスセンター

電話番号 03-3505-0463

ファクシミリ 03-3505-8985

ホームページ <http://ct.jacic.or.jp/>

坂戸市の契約手続きについて不明な点は、下記へお問い合わせください。

〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1番1号

坂戸市 総合政策部 財政課 契約・検査係

電話番号 049-283-1331 (代表)内線245

ファクシミリ 049-283-3903

ホームページ <http://www.city.sakado.lg.jp/>

電子メール sakado13@city.sakado.lg.jp